●扶養控除

扶養控除は配偶者以外の親族で合計所得金額が38万円以下でかつ事業専従者でない方を扶養している場合に適用されます。(16歳未満の扶養親族は除きます)
控除額は右の表をご参照ください。
また、扶養親族の方が障害者手帳をお持ちの場合は障害者控除が加算されます。障害者控除の適用を受ける場合は、手帳の提示が必要です(本人及び、配偶者について、障害者控除を受ける場合も同様)

<扶養控除表>

種類	内　容	控除額
特定	平成７年１月２日～平成11年１月１日に生まれた人（19歳以上23歳未満）	45万円
老人	昭和23年１月１日以前に生まれた人（70歳以上）	38万円
同居老親	老人扶養親族のうち本人または配偶者の直系尊属で同居を常況としている人	45万円
16歳未満	平成14年１月２日以降に生まれた人	0円
一般扶養	上記以外の人	33万円

<障害者控除表>本人該当控除　配偶者控除共通

種類	内　容	控除額
普通	・身体障害者手帳３級以下 ・精神障害者保健福祉手帳２級以下 ・療育手帳Ｂ ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて普通障害と認められた人	26万円
特別	・身体障害者手帳１・２級 ・精神障害者保健福祉手帳１級 ・療育手帳Ａ ・戦傷病者手帳 ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて特別障害と認められた人	30万円
同居特別	同居の配偶者または、扶養親族で上記の特別障害の要件を満たしている場合	53万円

記入例

扶養控除													続柄	同居・別居	障害者控除
	氏名	熊本　大介				生年月日			明昭 大平	23	7	7	子の子	(同)・別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）
	個人番号	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4		
	氏名	熊本　椿				生年月日			明昭 大平	26	8	7	子の子	(同)・別	(身体) 精神・療育（２級）・認定（特・普）
	個人番号	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5		
	氏名	熊本　次郎				生年月日			(明昭) 大平	42	1	3	子	(同)・別	身体・精神・療育（　級）・認定（特・普）
	個人番号	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6		

扶養控除の計		8	6	0	0	0	0
基礎控除		3	3	0	0	0	0
㉒控除合計							

※16歳未満の扶養親族がいる場合もご記入ください。
別居の扶養家族がいる場合は裏面の **ウ** 扶養控除追加記入欄に住所などを記入します。

「４」分離課税がある場合の記入について

短期譲渡所得、長期譲渡所得、株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得、先物取引所得がある場合裏面の**ア**分離課税に関する事項に記入します。記入方法の詳細については、各区役所税務課にお尋ねください。

ア分離課税に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	Ⓐ　収入金額	Ⓑ　必要経費	Ⓒ　差引金額(Ⓐ－Ⓑ)	Ⓓ　特別控除額	Ⓔ　所得金額(Ⓒ－Ⓓ)
長期一般	熊本市東区東本町16-30	35,000,000	5,000,000	30,000,000	30,000,000	0
				特例適用条文	措法35条	

「５」寄附金の支払いがある方（領収書の提示または、添付が必要です。）

平成29年中に寄附金をお支払いされた方は裏面の**力**寄附に関する事項に記入します。（市民税・県民税の寄附金控除は、都道府県・市町村への寄附や、県内に主たる事業所を有する法人等への寄附金が対象となります）

力寄附金に関する事項

都道府県、市町村分		寄付先名称	熊本城	金額	10,000
条例指定分	熊本市	寄付先名称	熊本市社会福祉協議会	金額	10,000
	熊本県	寄付先名称	熊本市社会福祉協議会	金額	10,000
熊本県協同募金会、日赤熊本県支部分		寄付先名称		金額	

「６」所得がなかった方の記入について

所得がなかった方は裏面の**キ**通信欄に平成29年中の生活状況を記入してください。

１……仕送りを受けていた　　３……生活保護法に基づく生活扶助を受けていた
２……非課税年金を受給していた　　４……その他（１から３に該当しない場合。※預貯金で生活していたなど）

1.次の者(単身赴任者含む。)から扶養又は援助(仕送り)を受けていた。 住所　熊本県八代市1番1号 氏名　熊本　一郎　　生年月日　S50.10.10　　続柄　夫	3.生活保護法に基づく生活扶助を受けていた。 期間　年　月　日～　年　月　日 現在受給中
2.傷病者や遺族等の受け取る恩給・年金等を受給していた。 (種類) □遺族年金 □障害年金 □傷病手当 □扶養手当 □その他(　)	4.その他 □ 預貯金で生活していた。　□ 学生だった。 □ 雇用保険を受けていた。 □ その他(　)

◎市民税・県民税の計算方法（詳しくは各区役所税務課にお尋ねください）

所得合計額 － 控除合計額 ＝ 課税総所得金額（課税標準額）

- 課税総所得金額（課税標準額）× 市民税の税率 8％ ＝ 市民税所得割額 － 市民税調整控除 － 市民税配当控除（①課税総所得金額等が1000万円以下の部分 配当所得の2.24%／②課税総所得金額等が1000万円超の部分 配当所得の1.12%） － 住宅借入金等特別税額控除 － 寄附金税額控除 － 配当割額・株式等譲渡所得割額 ＋ 市民税均等割額 3,500円 ＝ 年税額
- 課税総所得金額（課税標準額）× 県民税の税率 2％ ＝ 県民税所得割額 － 県民税調整控除 － 県民税配当控除（①課税総所得金額等が1000万円以下の部分 配当所得の0.56%／②課税総所得金額等が1000万円超の部分 配当所得の0.28%） － 住宅借入金等特別税額控除 － 寄附金税額控除 － 配当割額・株式等譲渡所得割額 ＋ 県民税均等割額 2,000円 ＝ 年税額

非課税の所得基準

〔１〕所得割・均等割非課税対象者
ア　平成30年１月１日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
イ　寡婦、寡夫、障害者、未成年者で平成29年中の合計所得金額が125万円以下の人
ウ　平成29年中の合計所得金額が31.5万円×(控除対象配偶者＋扶養親族数＋１)＋18.9万円以下の人
※18.9万円の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に限ります。

〔２〕所得割非課税対象者
平成29年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者＋扶養親族数＋１)＋32万円以下の人
※32万円の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に限ります。